各種申立書等添付郵便切手一覧表（令和5年10月1日改訂）

※富山地方裁判所では、民事送達費用を下表のとおり郵便切手で納めていただく代わりに、現金でも納付することができます。詳しくは窓口でお尋ねください。

※申立ての内容によって、郵便切手の追納が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

富山地方裁判所民事部・刑事部

	申立書の種類		添付郵便切手	合計額	備考
民事	訴　状		500 円 × 8 枚 100 円 × 10 枚 84 円 × 5 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 10 枚 10 円 × 10 枚 2 円 × 10 枚 1 円 × 10 枚	6,000円	当事者が1名増すごとに2,388円（内訳500円4枚、100円2枚、84円2枚、10円2枚）を加える（ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。）。
			現金納付の場合	6,000円	当事者が1名増すごとに2,000円ずつ加算（ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。）
民事	控訴状		500 円 × 9 枚 100 円 × 5 枚 84 円 × 10 枚 50 円 × 6 枚 20 円 × 10 枚 10 円 × 14 枚 2 円 × 10 枚	6,500円	当事者が1名増すごとに2,500円（内訳500円4枚、84円2枚、50円5枚、10円7枚、2円6枚）を加える（ただし、控訴人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。）。
			現金納付の場合	6,000円	当事者が1名増すごとに2,000円ずつ加算（ただし、控訴人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。）
民事	抗告状 （執行抗告、保全抗告を含む） 附帯控訴事件		500 円 × 4 枚 100 円 × 2 枚 84 円 × 5 枚 50 円 × 2 枚 20 円 × 10 枚 10 円 × 16 枚 2 円 × 10 枚	3,100円	当事者が1名増すごとに2,500円（内訳500円4枚、84円2枚、50円5枚、10円7枚、2円6枚）を加える（ただし、抗告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。）。
			現金納付の場合	3,000円	当事者が1名増すごとに2,000円ずつ加算（ただし、抗告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。）
民事	上告状		500 円 × 4 枚 210 円 × 10 枚 100 円 × 8 枚 84 円 × 6 枚 20 円 × 6 枚 10 円 × 12 枚 5 円 × 8 枚 1 円 × 16 枚	5,700円	当事者が1名増すごとに2,300円（内訳500円2枚、210円2枚、100円5枚、84円4枚、10円3枚、5円1枚、1円9枚）を加える（ただし、上告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。）。
			現金納付の場合	5,700円	当事者が1名増すごとに2,300円ずつ加算（ただし、上告人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加算する必要はありません。）
民事	調停申立書		84 円 × 5 枚 10 円 × 5 枚	470円	当事者が1人増すごとに84円×1枚、10円×1枚（計94円）を追加する。
民事	労働審判申立書		500 円 × 4 枚 100 円 × 10 枚 84 円 × 5 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 10 枚 10 円 × 10 枚 2 円 × 10 枚 1 円 × 10 枚	4,000円	当事者が1名増すごとに1,204円（内訳500円2枚、100円1枚、84円1枚、10円2枚）を加える。
			現金納付の場合	3,500円	当事者が1名増すごとに1,000円ずつ加算
民事	手形異議及び保全異議・取消申立書		500 円 × 2 枚 100 円 × 1 枚 84 円 × 1 枚 10 円 × 1 枚	1,194円	1,194円×相手方数 ※重量25グラムを超えるものは10円を追加する。
民事	保全命令申立書	不動産が対象の場合	500 円 × 6 枚 100 円 × 2 枚 84 円 × 2 枚 50 円 × 2 枚 10 円 × 8 枚 2 円 × 4 枚	3,556円	・債権者に交付送達できる場合は、1,194円×1組を減らす。 ・債権者について請書を提出する場合は、1,194円×1組を減らし、84円×1組を追加する。 ・物件数等により、郵便切手の追納が必要となる可能性がある。
		債権が対象の場合	500 円 × 7 枚 100 円 × 6 枚 84 円 × 0 枚 50 円 × 2 枚 10 円 × 1 枚 2 円 × 6 枚	4,222円	・債権者に交付送達できる場合は、1,204円×1組を減らす。 ・債権者について請書を提出する場合は、1,204円×1組を減らし、94円×1組を追加する。 ・本人申立ての場合は、84円1枚を追加する。 ・第三債務者が1名増すごとに、500円×3枚、100円×2枚、50円×2枚、10円×1枚、1円×4枚（計1,814円）を追加する。
		要審尋事件の場合	500 円 × 5 枚 100 円 × 8 枚 84 円 × 8 枚 50 円 × 5 枚 20 円 × 10 枚 10 円 × 10 枚 5 円 × 2 枚 2 円 × 10 枚 1 円 × 2 枚	4,554円	当事者が1名増すごとに2,896円（内訳500円4枚、100円4枚、84円4枚、50円2枚、20円2枚、5円2枚、2円5枚）を加える（ただし、債権者が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。）。
民事	配偶者暴力等保護命令申立書		500 円 × 4 枚 100 円 × 3 枚 84 円 × 2 枚 50 円 × 0 枚 10 円 × 7 枚 5 円 × 0 枚	2,538円	
刑事	刑事損害賠償命令申立書		500 円 × 6 枚 100 円 × 3 枚 84 円 × 8 枚 10 円 × 8 枚	4,052円	
刑事	刑事損害賠償命令に対する異議申立書		500 円 × 2 枚 100 円 × 1 枚 84 円 × 2 枚 10 円 × 1 枚	1,278円	